

定 款

(平成17年7月6日施行)

社団法人 佐賀県トラック協会

社団法人 佐賀県トラック協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人佐賀県トラック協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を佐賀市に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、貨物自動車運送事業の特性を自覚、その使命達成と交通災害の防止に当たり、適正な運営方策を講ずることによって事業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉に寄与するとともに事業の社会的経済的地位の向上に資し、かつ、会員相互の連絡協調の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 貨物自動車運送事業に関する指導・調査及び研究
- (2) 貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業
- (3) 貨物自動車運送事業の近代化・合理化のための事業を行う貨物自動車運送事業者の全国団体に対する出捐
- (4) 関係行政官庁の行う貨物自動車運送事業に係る指導措置についての協力及び要望具申
- (5) 貨物自動車運送事業の社会的経済的地位の向上に寄与する施策と宣伝啓発
- (6) 貨物自動車運送事業に関する統計の作成、資料の収集及びこれらの刊行
- (7) 会員相互の連絡協調を図る施策
- (8) 前各号に掲げる事業を行うために必要な研修会、講演会、講習会等の開催
- (9) 会員の交通事故防止その他本協会事業協力に対しての業績顕彰
- (10) 貨物自動車運送事業法に基づく地方貨物自動車運送適正化事業
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(会 員)

第5条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 佐賀県内において、貨物自動車運送事業又は貨物自動車運送事業に係る貨物運送取扱事業、その他総会において加入を認めた貨物自動車運送事業法に係る事業を営む者
- (2) 前号のほか、総会において推挙された者

(入 会)

第6条 会員になろうとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得なければならない。

(入会金及び会費の納入等)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 本協会が解散したとき
- (4) 本定款第5条に掲げる資格を喪失したとき

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

- 2 退会しようとする者は、所定の義務を完了しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき
- (2) 定款又は総会の決議を無視するなど本協会の目的達成又は業務の運営

- を著しく妨害するような行為があったとき
(3) 6ヶ月以上会費を滞納したとき

(権利の喪失及び拠出金品の不返還)

第11条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既に納付した入会金及び会費その他本協会の資産に対して、なんらの請求をすることができない。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第12条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上25名以内とする
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事、1名以内を常務理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。ただし、理事のうち2名以内及び監事のうち1名以内を会員外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事に異動があったときは、14日以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を九州運輸局長に届出なければならない。
- 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を九州運輸局長に届出なければならない。

(役員職務)

第14条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順位に従い、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、本協会の常務を統括する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本協会の常務を分担する。
- 5 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は九州運輸局長に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること

(役員任期)

第15条 役員任期は、就任後第2回目通常総会の終結の時をもって満了する。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
- 4 会社等における職務によって選出された者が、その地位を離れたときは、本協会の役員を辞任したものと見なし、その職についての後任者は、第13条の規定にかかわらず、理事会の承認を得て、本協会の役員に選任されたものと見なすことができる。ただし、この場合次の総会において承認を得なければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席会員の3分の2以上の議決を得てその役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第17条 役員はすべて無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に、顧問2名以上5名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。

- 3 顧問は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第15条第1項及び第16条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、第14条第6項第4号の監事の招集を除き、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 4 理事会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

(総 会)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めたときのほか、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
 - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき会長は、その請求のあった日から30日以内に、臨時総会を招集しなければならない

(総会の招集)

第21条 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも開催日の7日前までに、会員に通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他の重要事項

(総会の定足数等)

第23条 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。

- 2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として、表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。
 - 3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かななければならない。

(理事会)

第26条 理事会は、理事をもって構成し、会長が必要と認めたとき招集する。

- 2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- 3 第14条第6項第4号の規定により監事から招集の請求があつたとき又は監事が招集したとき。

(理事会の議決事項)

第27条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 業務の執行に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案
 - (3) 総会によって委任された事項
 - (4) 総会を開くいとまがない場合における緊急事項
 - (5) 本協会の他の団体への加入又は出資若しくは出捐等の承認
 - (6) その他重要事項
- 2 前項第4号の議決した事項は、次の総会において承認を得なければならない。

(規定の準用)

第28条 理事会については、第23条から第25条までの規定を準用する。

この場合においては、これらの規定中「総会」及び「会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第5章 支部、専門委員会および部会

(支部、専門委員会および部会)

第29条 会長は本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を得て、支部、専門委員会および部会を置くことができる。

- 2 支部、専門委員会および部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て会長が別に定める。
- 3 支部、専門委員会および部会の長は、会長の承認を得て理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章 事務局

(設置等)

第30条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第31条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款

- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 事業計画及び予算に関する書類
 - (5) 事業報告及び決算に関する書類
 - (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
 - (7) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (8) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 理事及び監事の履歴書
 - (10) 職員の名簿及び履歴書
 - (11) その他必要な帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(資産の構成)

第33条 本協会の資産は、入会金・会費・寄付金・事業に伴う収入及び地方公共団体からの交付金（以下「交付金」という。）並びにその他の収入からなるものとする。

(近代化基金)

第34条 本協会の資産のうち、次に掲げるものを近代化基金（以下「基金」という。）とする。

- (1) 交付金の一部
- (2) 理事会において基金に繰り入れることを議決した財産

(資産の管理)

第35条 本協会の資産は、会長が管理し、その管理方法は総会の議決を得て、会長が別に定める。ただし、基金は、次のいずれかの方法により会長が管理する。

- (1) 国債証券、地方債証券、政府保証債証券又は金融債証券の保有
- (2) 信託業務を行う銀行への金銭信託又は金融機関への預託

(交付金の使途)

第36条 交付金は、第4条各号に掲げる事業のうち関係行政庁の承認を得た事業について使用する。

(基金処分)

第37条 基金の処分は、本協会の目的遂行上やむをえない理由がある場合に限り、総会の議決を経た後、九州運輸局長の承認を受けて行うものとする。

(区分経理)

第38条 本協会は、基金及び基金以外の交付金に係る会計については、経理を区分して整理するものとする。

(経費の支弁)

第39条 本協会の経費は、資産をもって支弁する。

- 2 毎事業年度の決算において剰余金が生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に九州運輸局長に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

(予算等の承認)

第42条 本協会は、毎事業年度交付金に係る予算、事業計画及び資金計画を作成し、遅滞なく九州運輸局長の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の認可を受けなければ変更することができない。

(解 散)

第44条 本協会は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第45条 本協会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席会員の4分の3以上の議決を得、かつ、九州運輸局長の許可を受けて、本協会の類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第46条 この定款に定めるもののほか、本協会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 本協会の設立により、佐賀県トラック協会の会員及び一切の資産は、本協会が承継する。
- 2 本協会設立当初の総会は、設立総会をもってこれに代えるものとする。
- 3 本協会設立当初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、設立の日に始まり、昭和49年3月31日に終わるものとする。
- 4 本協会設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、設立総会において選任されたものとする。
- 5 本協会設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、設立後最初の総会までとする。

附 則

この定款による改正後の定款第4条、第5条、第27条並びに第32条から第44条までの規定は、昭和51年11月10日（福岡陸運局長の定款変更認可の日）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部改正（字句修正を含む第4条、第5条、第8条、第10条、第11条、第14条、第15条、第19条、第22条、第24条、第32条、第35条、第36条、第40条、第41条、第42条、第43条）は、昭和62年8月21日（九州運輸局長の定款変更認可の日）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部（第4条、第5条、第35条）は、平成2年12月1日（九州運輸局長の定款変更認可～平成2年10月23日付）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部（第12条、第13条、第14条、第15条）は、平成5年6月28日（九州運輸局長の定款変更認可の日）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部（第13条）は、平成9年7月14日（九州運輸局長の定款変更認可の日）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部（第4条）は、平成12年6月30日（九州運輸局長の定款変更認可の日）から施行する。

・（附 則）—追加附則—

この定款の一部改正（字句修正を含む第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、

第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条、及び附則)は、平成14年9月18日(九州運輸局長の定款変更認可の日)から施行する。

・(附 則)－追加附則－

この定款の一部改正(字句修正を含む第13条、第29条、第40条)は、平成17年7月6日(九州運輸局長の定款変更認可の日)から施行する。